

【報告事項】

**広域一般廃棄物処理施設建設候補地
第1次評価（適合評価）の結果について**

広域一般廃棄物処理施設建設候補地について、公募及び公有地等からの抽出により挙げられた函南町と熱海市の候補地 2 か所の土地に関し、「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定基準」に適合するか、事務局において確認し、第1次評価結果として選定委員会に提出された。

第1次評価の結果、函南町の候補地は「不適合」、熱海市の候補地は「適合」と評価された。

1 函南町候補地

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 公募・公有地抽出の別 | 公募 |
| (2) 所在 | 函南町平井地内 |
| (3) 第1次評価の結果 | 不適合（詳細は資料1のとおり） |

2 熱海市候補地

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 公募・公有地抽出の別 | 公有地等からの抽出 |
| (2) 所在 | 熱海市熱海字笹尻地内 |
| (3) 第1次評価の結果 | 適合（詳細は資料2のとおり） |

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第 1 次評価
(選定基準に基づく適合評価)

(応募地) 函南町平井地内

No.	選定基準	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	面積は約 2.3ha	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	土地所有者同意あり	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を 整備することが困難な規制 地域を含まないこと。	下記【評価の概要】参照	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置 する土地、不整形地の土地は 除く。	下記【評価の概要】参照	×
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当す る土地は除く	函南町総合計画、都市計画マ スタープラン等をもとに確 認した結果、公共事業等の計 画されている地域ではない。	○

第 1 次評価結果 (適合評価)

適合しない

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」、「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、砂防指定地を含む土地であったため、応募された内容では要件を満足しないとの評価になる。ただし、砂防指定地と重なる部分の面積を差し引いても「1. 面積要件」の概ね 2ha 以上の土地を確保できることから、要件を満足すると評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、応募地は 2 つの土地に分かれており合わせて 2ha 以上となるものであるが、土地の間に町有地の道（幅員約 2m）及び鉄塔が存在し、応募地には送電線路に関する地役権が設定されている土地が含まれている。また、標高差が 70m 前後ある土地であることから造成を行うことで利用可能面積が更に減少することが考えられる。「3. 法規制地域外」における砂防指定地を除外する条件と併せて概略の造成面に関する検討を行ったところ、4,000～5,000 m²程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなる。厳しい地形条件や鉄塔・送電線の存在により施設計画に制約が生じる可能性を併せて考慮した結果、整備を想定する施設を配置する実現性が低く、不整形地と判断した。

上記の検討により、第 1 次評価では、選定基準に適合しないと評価する。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第 1 次評価
(選定基準に基づく適合評価)

(応募地) 熱海市熱海字笹尻地内

No.	選定基準	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	抽出面積約 25ha のうち一部	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	熱海市公有地から抽出	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を 整備することが困難な規制 地域を含まないこと。	下記【評価の概要】参照	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置 する土地、不整形地の土地は 除く	下記【評価の概要】参照	○
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当す る土地は除く	函南町総合計画、都市計画マ スタープラン等をもとに確 認した結果、公共事業等の計 画されている地域ではない。	○

第 1 次評価結果 (適合評価)

適合する

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」については、抽出面積約 25ha のうち、過年度熱海市が実施した「新廃棄物処理施設建設候補地調査報告書（令和 4 年 3 月）」において建設候補地として設定した範囲を対象とし、面積要件を満足していると評価する。
- ・ 「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、第二種中高層住居専用地域に指定されているが、都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行うこととされており、法解除の見込みがあることから要件を満足するものと評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、高低差の大きい敷地の中に、北側を県道に面する上段と、東側を県道に面する下段の 2 つの平坦地があり、これらの土地を活用・拡張し配置を検討することが妥当である。造成の概略検討を行った結果、上段の平坦地を造成により拡張することで想定する施設が配置できるものと判断する。なお、下段の平坦地には、別棟でマテリアルリサイクル推進施設を配置することも考えられる。

上記の検討により、第 1 次評価では、選定基準に適合すると評価する。